

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則

事業者設定基準届出書

本 営 発 第 9 号

2023年12月1日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役

社 長 執 行 役 員

清 水 隆 一

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第11条第2項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第12条第2項	第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
第16条第2項	託送収益、事業者間精算収益、電力料の需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第25条第5項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

(別 紙)

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

[第 11 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
給料手当振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
雑給 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送配電関連可変費に整理。
委託費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
養成費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
諸費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
地帯間購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
地帯間販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

(別 紙)

第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第 12 条第 2 項関係]

1. 第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第 13 条第 2 項第 7 号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第 12 条第 2 項の規定により、同条第 6 項第 1 号に定める割合を、同条第 1 項第 6 号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線及び計器等に係る費用並びに屋内配線の調査委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

配電需要家費のうち需要家設備関連費用については、需要規模、設備等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとに適切な整理を行うため、上記の値に基づき整理することとした。

(別 紙)

託送収益、事業者間精算収益、電力料の
需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
[第 16 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
託送収益	電力量の多寡によらない料金を需要側送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送配電関連可変費に整理。
電力料 (最終保障供給に係るものに限る。)	送配電関連可変費に整理。

(別 紙)

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第 25 条第 5 項関係]

基準託送供給料金は、以下のとおり設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金については、送配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービスの他、次のサービス等を設定する。

(1) 時間帯別接続送電サービス

送配電関連設備における昼間時間帯と夜間時間帯の利用状況の格差を勘案し、電力量料金を昼間時間帯・夜間時間帯別に設定する。

(2) 定額接続送電サービス

低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合で、使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額制料金を設定する。

(3) 従量接続送電サービス

自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量料金を設定する。

(4) 夜間時間等に最大需要電力等が発生する場合の割引

高圧又は特別高圧で供給する場合で、1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間又は負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービス又は時間帯別接続送電サービスの適用を受け、当社との協議が整ったときは、昼間時間又は負荷移行元時間における最大需要電力等を上回る部分に応じた割引額を算定のうえ、料金から割り引くこととする。

臨時接続送電サービス料金については、臨時接続送電サービスの他、低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。

系統連系受電サービス料金については、基幹系統の将来的な投資効率化効果および電気の潮流状況の改善効果や、特別高圧系統の将来的な投資効率化効果を踏まえて、割引対象変電所等および割引区分・割引単価を定める系統設備効率化割引を設定し、受電地点について当社が選定する連系変電所等が割引対象

(別 紙)

変電所等の場合は、割引区分に応じた割引額を算定のうえ、料金から割り引くこととする。

2. 料金制

基準託送供給料金は、基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。